

**第3期大阪狭山市男女共同参画推進プラン
推進計画書(改定版)**

計画期間：令和元年度～令和5年度

大阪狭山市男女共同参画推進本部

(市民生活部 市民相談・人権啓発グループ)

目 次

基本方向Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

(1) 男女が対等な関係であるための意識の変革	1
①男女共同参画社会実現のための調査・研究	
②啓発事業の拡充・推進	
③メディア・リテラシーの育成	
(2) 男女平等を推進する教育・学習の充実	2
①男女平等を推進する教育の実施	
②学校における慣行・制度の見直しと男女平等教育の推進	
③教職員・保育者に対する啓発・研修	
(3) 多様なニーズに応える生涯学習の推進	3
①生涯学習における男女共同参画のための啓発活動の拡充	
②男女共同参画に向けての市民参画の推進	
③家庭・地域・事業所における男女共同参画のための啓発・研修	
(4) 生涯を通じての健康支援と健康教育	
①自分の生き方を考えさせ、判断力をつける教育（リプロダクティブ・ヘルス・ヘルス/ライツ）の推進	
②生涯を通じての健康教育・性教育の推進、健康の保持増進、性の多様性に関する教育の推進	
③性感染症やH I V感染についての情報提供	
(5) 男女共同参画を推進する職場づくり	5
大阪狭山市女性活躍推進計画	
①担当職員の配置と相談機能の充実	
②庁内体制の整備と機能の拡充	
③市職員に対する啓発・研修	
④特定事業主行動計画の推進	

基本方向Ⅱ 男女共同参画社会を実現するための仕事と生活の調和の実現【大阪狭山市女性活躍推進計画】

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	6
①男性に対する家事能力修得支援	
②長時間労働の是正	
③仕事と家庭・地域生活の両立についての事業所への啓発	
④仕事と家庭・地域生活の両立についての啓発活動の拡充	
(2) 子育てや介護への支援体制の拡充	
①母子保健事業の充実	
②男女の育児不安に対する支援の推進	

③ひとり親家庭の生活安定の充実	
④障がいなど支援を要する子どもの支援体制の充実	
⑤介護支援の促進	
(3) 多様な働き方への支援の拡充	10
①就労の支援	
②能力開発の支援	
③起業の支援	
(4) 雇用の場での男女平等の推進	11
①事業所に対する啓発	
②間接差別の禁止とポジティブ・アクション（積極的改善措置） についての啓発	
③市民・地域社会に対する啓発	

基本方向Ⅲ あらゆる暴力根絶の根絶

(1) あらゆる暴力根絶のための基盤づくり	13
①暴力根絶のための啓発といじめや体罰のない教育の推進	
②生涯学習における暴力根絶に向けての啓発	
③情報を必要としている人に的確に伝えるための情報発信の工夫	
④あらゆる暴力・虐待からの保護体制の充実	
(2) DV（ドメスティック・バイオレンス）への対策の充実	14
大阪狭山市DV防止基本計画	
①被害者の保護、支援体制の強化	
②相談体制の強化や相談窓口の周知	
③関係機関とのネットワークづくり	
④加害者の更生支援	
(3) ハラスメント防止対策の推進	
①事業所・地域活動におけるハラスメント防止体制の整備	
②市役所・学校などにおけるハラスメント防止体制の整備	

基本方向Ⅳ 誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくり

(1) 政策・意思決定過程の場への男女共同参画の促進	15
大阪狭山市女性活躍推進計画	
①政策立案の場への参画	
②審議会などへの男女平等な参画	
(2) 市民の男女共同参画への自主活動の支援	19
①男女共同参画を進める拠点環境の整備	
②男女のリーダー養成と活動団体への支援	
③活動団体との連携による男女共同参画の推進	

(3) 地域社会での男女共同参画の推進

- ① ボランティア活動への参加促進
- ② 地域活動への参加促進
- ③ 平和への貢献、国際交流の促進

(4) 高齢者・障がい者などが安心して暮らせる環境の整備..... 21

- ① 高齢者・障がい者などの生活の安定と自立・就労支援、地域社会での支援づくり
- ② バリアフリー化の推進
- ③ 高齢者・障がい者向けサービスの充実

(5) 安全・安心に暮らせるまちづくり

- ① 防災施策の充実
- ② 防犯施策の充実
- ② 緊急支援システムの整備

基本方向Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

指標名	プラン策定時数値	現状値	目標値
「男女共同参画社会」の周知度	48.4%(H25)	51.2%(H30)	80%(R5)
「女子差別撤廃条約」の周知度	12.5%(H25)	19.0%(H30)	30%(R5)
職員研修の参加者における女性の割合	24.0%(H24)	30.0%(H30)	40%(R4)

基本課題(1) 男女が対等な関係であるための意識の変革

具体的取組み	具体的取組み及び概要	担当グループ
(1) 男女が対等な関係であるための意識の変革	①男女共同参画社会実現のための調査・研究 男女共同参画に関連のある法令などの情報の収集	
	国、大阪府、他市町村からの啓発冊子、制度案内、男女共同参画講座、啓発イベントの案内チラシ等を市役所、男女共同参画推進センターきらっとびあほかで提供する。	市民相談・人権啓発グループ
	教科書や指導方法などの調査・研究	
	小・中学校において、各教科すべての教科書を、改訂ごとに男女平等の視点でも調査する。男女平等教育推進のための調査を全幼稚園、小・中学校を対象に実施し、現状の把握と今後の課題の明確化に努め、授業実践・指導方法の改善のため、各種教材・資料活用の充実を図る。	学校教育グループ
	②啓発事業の拡充・推進 男女共同参画推進に取り組む市民リーダーの育成	
	男女共同参画の視点を持ち、地域の中で活動できる人材を育成するための講座等を実施する。	市民相談・人権啓発グループ
	男女共同参画推進啓発冊子を発行	
	男女共同参画についての情報を発信する冊子等を発行する。	市民相談・人権啓発グループ
	男女共同参画関連記事の広報誌などへの掲載	
	市広報誌に男女共同参画意識を高めるための情報・啓発記事を掲載する。	市民相談・人権啓発グループ
	③メディア・リテラシーの育成 男女共同参画の視点に立った表現・文化について学習する機会の提供	
	男女共同参画の視点から、固定的な性差観にとらわれない表現について学習する機会を図る。	市民相談・人権啓発グループ
市刊行物の表現に関して、固定的性別役割意識にとらわれない表現の推進		
市刊行物において、固定的性別役割意識にとらわれない表現を行う。また時代の変化に応じて、考え・判断できるためのリテラシーを習得する。	市民相談・人権啓発グループ 広報・魅力発信グループ	
学校教育や各種講習におけるメディア・リテラシーの育成		
小・中学校において、インターネットや携帯電話等の使い方や情報の扱いについて発達段階に応じて指導し、メディアの特性や社会的な影響力を理解させる。	学校教育グループ	

基本方向Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

基本課題(2)男女平等を推進する教育・学習の充実

具体的取組み	具体的取組み及び概要	担当グループ
(2) 男女平等を推進する教育・学習の充実	①男女平等を推進する教育の実施 男女共同参画関連図書などの提供	
	男女共同参画関係図書を購入し、市役所、男女共同参画推進センター、市立図書館で市民に貸し出しを行う。	市民相談・人権啓発グループ 社会教育・スポーツ振興グループ
	男女共同参画推進センターを中心にした、女性の人権について学習する機会の提供	
	男女共同参画の視点に立ち、すべての世代の自立や多様な選択を可能にする学習機会の充実を図る。	市民相談・人権啓発グループ
	多様なライフスタイルを考慮した学習機会の提供	
	国、大阪府など関係機関との協力により啓発を推進し、女性や子どもの人権についての理解や法認知を深めるための研修などの充実を図る。	市民相談・人権啓発グループ
	②学校における慣行・制度の見直しと男女平等教育の推進 保育所・幼稚園・認定こども園における幼児期からの男女平等教育の実践	
	男女平等の視点に立って、様々な行事、活動の場において、子ども一人ひとりの個性を生かす保育を実践する。	保育・教育グループ
	教育関連機関と行政担当部署との連携	
	大阪府教育委員会(高等学校含む)や市教育委員会の連携を図る。	学校教育グループ
	③教職員・保護者に対する啓発・研修 小学校・中学校・保育所・幼稚園・認定こども園における女性管理職の登用	
	女性管理職登用のため、人材育成を図る。 女性管理職登用のため、管理職試験受験希望者を増やすように努める。	教育総務グループ 学校教育グループ
教職員・保護者に対する啓発・研修		
職場研修や職場外研修における女性の研修機会の確保及び研修内容の充実に努める。	人事グループ 学校教育グループ	
幼稚園・保育所等の職員の質の向上をめざし、職場研修や職場外研修への参加を促進する。	保育・教育グループ	
PTAへの人権学習の促進		
大阪府PTA協議会の人権研修などの人権学習会へのPTAの参加を促進する。	社会教育・スポーツ振興グループ	
保護者が興味関心を持ち、参加しやすいような男女共同参画について学習する機会の提供		
男女共同参画・人権に関する講座を、保護者が参加しやすいような企画を検討し、参加を促進する。	市民相談・人権啓発グループ 社会教育・スポーツ振興グループ	

基本方向Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

基本課題(3) 多様なニーズに応える生涯学習の推進

具体的取組み	具体的取組み及び概要	担当グループ	
(3) 多様なニーズに応える生涯学習の推進	①生涯学習における男女共同参画のための啓発活動の拡充	自主的な講座や学習会での市の施設利用を促進 市民の生涯学習の場として次の施設の利用を促進する。 市民活動支援センター、男女共同参画推進センターきらっとびあ、文化会館、図書館、市立公民館、郷土資料館、社会教育センター、市民ふれあいの里、スポーツ施設場、小・中学校運動場・体育館、老人福祉センター、心身障がい者・母子父子福祉センター、保健センター、市立コミュニティセンターなど	関係グループ
		各種講座などへの参加の促進 各種講座等において保育サービスを実施する。また、市民が講座等へ参加しやすいような曜日・時間の設定に努める。	関係グループ
	②男女共同参画に向けての市民参画の推進	市民が企画する男女共同参画をテーマにした学習活動への支援 <男女共同参画学習活動助成金> 男女共同参画学習に係る研修費等の一部として、助成金を交付する。	市民相談・人権啓発グループ
		講座や事業における保育サービスの提供や手話通訳者等の配置 講座や講演会開催中に保育サービスの提供や手話通訳者等を配置する。	関係グループ
	③家庭・地域・事業所における男女共同参画のための啓発・研修	あらゆる機会を通じた、男女共同参画について学習する機会への支援 人権協会や企業人権協議会に助成し、家庭・地域・事業所で行う男女共同参画の取組みを支援する。	市民相談・人権啓発グループ
		社会教育事業での男女共同参画のための講座の実施 社会教育事業において、男女共同参画推進の視点をもった講座・企画等を実施する。	社会教育・スポーツ振興グループ

基本課題(4) 生涯を通じての健康支援と健康教育

具体的取組み	具体的取組み及び概要	担当グループ	
(4) 生涯を通じての健康支援と健康教育	①自分の生き方を考えさせ、判断力をつける教育(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の推進	進路指導における男女平等の推進 中学校においては、入学時から様々な機会に、生徒一人ひとりが性別にとらわれず自身の個性や可能性を重視し、主体的に進路を選択できる能力・態度を身につけることができるよう指導する。また、女子の職場参加も視点にすえ、幅広い職業選択を念頭において進路決定を行うことができるよう意識啓発を行う。	学校教育グループ
		自分の生き方を考えさせ、判断力をつける性教育の実施 児童生徒の発達段階を十分考慮し、それに応じた性教育を実施する。	学校教育グループ
	②生涯を通じての健康教育・性教育の推進、健康の保持増進、性の多様性に関する教育の推進	性に関する教育の推進 養護教諭の役割「カウンセリングマインドを踏まえた児童・生徒への対応」を重視する。体育、保健体育のみならず、道徳や特別活動など、学校教育活動全体を通じて取り組む。それぞれの教科等の役割分担をより明確にした上で、連携して取り組む。エイズについて、人権の視点に配慮して適切に取り組むよう指導する。	学校教育グループ
		幼少期からの適切な性教育の推進 発達段階に応じて、自他の生命を尊重する態度や、より良い男女の友達関係を築こうとする態度を育てるなど、適切な性教育の推進に努める。	学校教育グループ

基本方向Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

具体的取組み	具体的取組み及び概要	担当グループ
(4) 生涯を通じての健康支援と健康教育	②生涯を通じての健康教育・性教育の推進、健康の保持増進、性の多様性に関する教育の推進 思春期の健康教育・性教育の推進	
	児童・生徒が心身の変化を正しく受け止め、人間尊重の精神に基づき、相手の特性等を理解して人間関係を築き、望ましい意思決定や行動の選択ができるよう、健康教育・性教育の推進に努める。	学校教育グループ
	市民の生涯スポーツ活動を促進・支援	
	生涯にわたる市民スポーツ活動を促進・支援し、体力の保持、健康の増進を図る。	社会教育・スポーツ振興グループ
	性の多様性に関する学習の機会や情報の提供	
	国、大阪府など関係機関との協力により啓発を推進し、性の多様性に関する学習の機会や情報を提供する。	市民相談・人権啓発グループ 学校教育グループ
	性の多様性についての理解と認識を深め、性的マイノリティを含めた人権の擁護に配慮する。	関係グループ
	各種検診・健診の実施	
	各種がん検診、歯科健康診査、骨粗しょう症検診等を実施するとともに、予防のための知識の普及や定期的な受診の重要性について啓発を行う。 (胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、歯科健康診査、骨粗しょう症検診などの実施)	健康推進グループ
	健康に関する講座・事業の実施	
生活習慣病に関する講座や運動習慣獲得のための講座等を実施し、健康増進への意識づけや知識の普及を行う。 (糖尿病予防教室、骨粗しょう症教室、歯のお手入れ教室、運動の講座などの実施)	健康推進グループ	
男女のこころとからだの健康支援の促進		
こころとからだの健康に関する知識の普及や啓発に努め、支援体制・相談体制の充実を図る。	健康推進グループ	
健康相談の実施		
健康相談の実施により、生活習慣の見直しや改善を行い、健康の保持増進を図る。 (保健・栄養相談、電話健康相談などの実施)	健康推進グループ	
③性感染症やHIV感染についての情報提供	性感染症やHIV感染についての情報提供	
	国、大阪府など関係機関との協力により、性感染症やHIV感染についての情報を提供する。	健康推進グループ

基本方向Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

基本課題(5) 男女共同参画を推進する職場づくり【大阪狭山市女性活躍推進計画】

具体的取組み		具体的取組み及び概要		担当グループ	
（５） 男女共同参画を推進する職場づくり	①担当職員の配置と相談機能の充実	男女共同参画担当部署への女性職員の配置		人事グループ	
		男女共同参画担当部署などへの女性職員の配置に努める。			
	②庁内体制の整備と機能の拡充	庁内での職務分担の男女平等促進		各グループ	
		企画・立案・出張会議等への参画や分担を男女平等に行う。			
	③市職員に対する啓発・研修	職員研修への女性の参加を促進		人事グループ	
		職場研修や職場外研修における女性の研修機会を確保する。	【指標】職員研修の参加者における女性の割合		
			現状値		目標値
			30.0% (H30)		40% (R4)
④特定事業主行動計画の推進	特定事業主行動計画の実行		人事グループ		
	平成28年3月に策定した特定事業主行動計画を実行する。(計画期間:平成27年4月1日から令和3年3月31日まで)				

基本方向Ⅱ 男女共同参画社会を実現するための仕事と生活の調和の実現

指標名	プラン策定時数値	現状値	目標値
「ワーク・ライフ・バランス」の周知度	25.2%(H25)	28.1%(H30)	50%(R5)
「ポジティブ・アクション(積極的改善措置)」の周知度	7.7%(H25)	7.2%(H30)	25%(R5)
保育の待機率	4.8%(H24)	1.2%(H30)	0%(R4)

基本課題(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進【大阪狭山市女性活躍推進計画】

具体的取組み	具体的取組み及び概要	担当グループ	
(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	①男性に対する家事能力修得支援	男性の家事・育児・介護への参画を促進する講座などの実施 「ワーク・ライフ・バランス」について市広報誌へ記事を掲載し、研修会を実施する。 男女共同参画推進センターきらっとびあにおいて、男性学セミナーを行う。	市民相談・人権啓発グループ
		家事・育児・介護を担う男性のネットワークづくり 男性学セミナー受講生をはじめとして、男女共同参画の視点に立つ男性のネットワークづくりを図る。	市民相談・人権啓発グループ
	②長時間労働の是正	労働時間短縮促進の啓発 仕事と生活の調和の実現のため、事業所や労働者等に対し、長時間労働の是正等の働き方の見直しに向けた周知・啓発を行い、社会的気運の醸成を図る。	農政商工グループ
	③仕事と家庭・地域生活の両立についての事業所への啓発	労働時間短縮促進の啓発 仕事と生活の調和の実現のため、事業所に対し、長時間労働の是正等の働き方の見直しに向けた周知・啓発を行うとともに、事業所の取組みに対する相談や情報提供等を行う。	農政商工グループ
		母性保護と女性従業員の健康診断受診の啓発 事業所に対し、労働基準法及び均等法に基づく女性労働者の母性保護及び母性健康管理についての周知・啓発を行うとともに、事業所の取組みに対する相談や情報提供等を行う。	農政商工グループ
		労働安全衛生の向上の啓発 事業所に対し、労働安全衛生の向上のための周知・啓発を行うとともに、事業所の取組みに対する相談や情報提供等を行う。	農政商工グループ
		広報誌・啓発冊子・ホームページなどによる啓発活動の実施 市広報誌、啓発情報誌等に仕事と家庭・地域生活の両立についての情報・啓発記事を掲載する。	市民相談・人権啓発グループ

基本課題(2) 子育てや介護への支援体制の拡充【大阪狭山市女性活躍推進計画】

具体的取組み	具体的取組み及び概要	担当グループ	
(2) 子育てや介護への支援体制の拡充	①母子保健事業の充実	母子保健事業の推進 妊娠期から出産後、乳幼児期に至るまでの健やかな成長を促すため、健康教育・訪問・相談事業の充実を図る。 (ママパパ教室、こんにちは赤ちゃん訪問、離乳食講習会、スキんケア講習会などの実施)	健康推進グループ
		冊子などでの母性保護の意識啓発の実施 国、大阪府からの関係資料を母子健康手帳交付時等に配布し、啓発する。	健康推進グループ

基本方向Ⅱ 男女共同参画社会を実現するための仕事と生活の調和の実現

具体的取組み	具体的取組み及び概要	担当グループ
(2) 子育てや介護への支援体制の拡充	①母子保健事業の充実 妊産婦健康診査の実施	
	妊婦健康診査 妊娠中の合併症、流産、死産、未熟児出生等を予防するため、妊婦健康診査を個別健診方式(医療機関)で実施し、標準的な審査項目受診にかかる費用を全額助成するとともに、未受診のまま出産に至ることの無いように健診の受診勧奨を行う。 産婦健康診査 出産後も健康に過ごすことができるよう、産科医療機関等で産後2週目と4週目を目安に産婦健康診査を実施し、産後の早期支援につなげる。	健康推進グループ
	特定不妊治療費の助成	
	特定不妊治療を受けている人に費用の一部を助成する。	健康推進グループ
	子ども医療費の助成	
	中学校3年生までの子どもの入通院の保険診療にかかる医療費(入院時食事療養費標準負担額の助成を含む)の自己負担分の一部を助成する。(入院時食事療養費標準負担額の助成を含む。)	保険年金グループ
②男女の育児不安に対する支援の推進	乳幼児健康診査の実施	
	乳幼児健康診査の実施により、異常の早期発見や発育・発達に関する指導を行い、子どもたちの健やかな成長を促す。 (4か月児健診、1歳6か月児健診、2歳6か月児歯科等健診、3歳6か月児健診などの実施)	健康推進グループ
	保育・子育て支援サービスの実施	
	生後2か月からの保育や延長保育・一時保育など保育サービスの充実を図り、保護者の就労支援に努める。また、地域の子育て家庭の育児不安などに対し支援を行うため、さまざまな子育て支援サービスを実施する。	子育て支援グループ 保育・教育グループ
	通常保育	
	保護者の就労や出産、病気などの理由で家庭で保育することができないとき、公立・民間の保育所・認定こども園において保育を実施する。	保育・教育グループ
	延長保育	
	公立・民間の保育所・認定こども園で実施。 開所時間 午前7時15分～午後6時15分 午前7時～午後6時 延長保育 午後6時15分～午後7時15分 午後6時～午後7時 午後6時～午後8時	保育・教育グループ
	乳児保育(産休明け保育)	
	公立・民間の保育所・認定こども園で産後2か月の乳児から受け入れる産休保育を実施し、保護者の就労支援を実施する。	保育・教育グループ
一時保育		
保育所活動を充実、強化し、乳幼児の福祉の増進のため、保護者のパート労働、傷病入院等により緊急に保育を必要とするものを対象として、一時保育を実施する。	保育・教育グループ	
休日保育		
就業形態の多様化に対応するため、日曜日及び国民の祝日にも保育を実施する。	保育・教育グループ	
病後児保育		
保護者が仕事などの理由により、病気の回復期にある就学前の児童を家庭での保育が困難なときに、一時的に専用の保育室での保育を実施する。	保育・教育グループ	

基本方向Ⅱ 男女共同参画社会を実現するための仕事と生活の調和の実現

具体的取組み	具体的取組み及び概要	担当グループ							
(2) 子育てや介護への支援体制の拡充	②男女の育児不安に対する支援の推進	幼稚園等の預かり保育							
	市立幼稚園・こども園のすべてで短縮期間中及び長期休暇等期間中を含め、午後5時まで預かり保育を実施する。		保育・教育グループ						
	地域子育て支援拠点事業(旧つどいの広場事業)	子育て中の保護者の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備し、地域の子育て機能の充実を図る。また、家庭で一時的に保育ができない時に、乳幼児を預かる一時預かり事業を実施する。	子育て支援グループ						
	子育て支援センター事業	子育て支援センター“ほっぼえん”において、子育て中の親子が気軽に集い、子育てに関する相談をはじめ講座の開催、子育てサークル活動の支援など、ボランティアの協力を得ながら子育て支援体制の充実を図る。また、子育てに関する講座などの情報提供、イベントや交	子育て支援グループ						
	子育て支援・世代間交流センター事業	平成31年1月に新たに開設した子育て支援・世代間交流センター“UPっぶ”において、1階の子育て交流ひろばでは、子育て施策の充実を図り、地域全体で子育てに関する育児支援を行うため、相談業務・育児情報・交流の場を提供する。2階の世代間交流ひろばでは、まちライブラリー、多目的室、市民協働事業による講座等により子どもや子育て家庭と世代を超えて市民が交流できる場を提供する。	子育て支援グループ						
	認定子育てサポーター事業	地域の子育て家庭を支援するため、市が認定した子育てサポーターが、市内の公園や地区集会所、幼稚園・保育所等で「あそびのひろば」「あおぞらひろば」などの子育て支援活動を行う。また、“UPっぶ”での活動や民生委員・児童委員協議会との共催事業も実施する。	子育て支援グループ						
	赤ちゃんの駅事業	市内の公共施設25か所や民間施設6か所にオムツ替えや授乳ができるスペースを設けるとともに、「移動赤ちゃんの駅」としてテントや折りたたみ式オムツ交換台を市内のイベント等で貸し出し、保護者が安心して乳幼児と外出できる環境づくりを推進する。	子育て支援グループ						
	ファミリーサポートセンター事業	子育ての援助を受けたい人と援助する人を会員としたファミリーサポートセンターを組織し、相互援助活動を推進して地域における家庭支援体制の充実を図る。	子育て支援グループ						
	保育の待機の解消	新たに民間保育所を開設し、待機児童の解消を図る。	保育・教育グループ						
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">【指標】保育の待機率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現状値</td> <td style="text-align: center;">目標値</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1.2% (H30)</td> <td style="text-align: center;">0% (R4)</td> </tr> </table>	【指標】保育の待機率		現状値	目標値	1.2% (H30)	0% (R4)	
	【指標】保育の待機率								
	現状値	目標値							
	1.2% (H30)	0% (R4)							
	児童家庭相談の実施	家庭での人間関係の健全化や児童養育の適正化など、家庭児童福祉の向上を図るため、家庭児童相談員を配置し、児童福祉に関する相談に助言や援助を行う。	子育て支援グループ						
	昼間に保護者が家庭にいない児童に対する支援体制の整備	保護者が就労等により、昼間家庭にいない児童の支援体制の拡充を図る。	放課後こども支援グループ						
子育て支援事業の推進	訪問、面接、妊産婦健診、乳幼児健診、母子教室、相談事業等を通して、子育てに関する支援の充実を図る。	健康推進グループ							
子育て不安に対する相談・指導や交流の場の提供など子育て家庭に対する支援を行う。		子育て支援グループ							

基本方向Ⅱ 男女共同参画社会を実現するための仕事と生活の調和の実現

具体的取組み	具体的取組み及び概要	担当グループ															
(2) 子育てや介護への支援体制の拡充	③ひとり親家庭の生活安定の充実	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="411 241 1257 387"> 児童扶養手当の支給 両親のいない家庭やひとり親家庭の家計を支援するために児童扶養手当を支給する。 </td> <td data-bbox="1257 241 1428 387"> 子育て支援グループ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 387 1257 533"> 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付 母子及び父子家庭や寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長と福祉福祉の増進を図るため、大阪府が行う資金貸付制度の紹介を行う。(貸付は府事業) </td> <td data-bbox="1257 387 1428 533"> 子育て支援グループ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 533 1257 678"> ひとり親家庭等児童への給付金の支給 5月5日現在で両親のいない家庭やひとり親家庭の満18歳未満の児童に給付金を給付する。 </td> <td data-bbox="1257 533 1428 678"> 子育て支援グループ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 678 1257 857"> 子育て短期支援事業の実施 【ショートステイ事業】 保護者の疾病等により、こども(または母子)を緊急一時的に保護するため、事業を実施する社会福祉法人と契約して受け入れ体制を整える。 【トワイライトステイ事業】 保護者の就労等により、平日の夜間又は休日に子どもを緊急に預かるため事業を実施する社会福祉法人と契約して受け入れ体制を整える。 </td> <td data-bbox="1257 678 1428 857"> 子育て支援グループ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 857 1257 1003"> 母子寡婦福祉会への活動支援 母子寡婦福祉会活動の推進とあわせて、市の社会福祉事業の向上に寄与するための活動に対し、補助金を交付する。 </td> <td data-bbox="1257 857 1428 1003"> 子育て支援グループ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1003 1257 1137"> 母子・父子自立支援員による生活相談や自立に必要な指導 母子・父子自立支援員がひとり親家庭等の方を対象に生活・子育て・就労に関する支援を行う。 </td> <td data-bbox="1257 1003 1428 1137"> 子育て支援グループ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1137 1257 1272"> ひとり親家庭への医療費の助成 ひとり親家庭を対象に保険診療にかかる医療費の自己負担額の一部を助成する。(入院時食事療養費標準負担額の助成を含む。) </td> <td data-bbox="1257 1137 1428 1272"> 保険年金グループ </td> </tr> </table>	児童扶養手当の支給 両親のいない家庭やひとり親家庭の家計を支援するために児童扶養手当を支給する。	子育て支援グループ	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付 母子及び父子家庭や寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長と福祉福祉の増進を図るため、大阪府が行う資金貸付制度の紹介を行う。(貸付は府事業)	子育て支援グループ	ひとり親家庭等児童への給付金の支給 5月5日現在で両親のいない家庭やひとり親家庭の満18歳未満の児童に給付金を給付する。	子育て支援グループ	子育て短期支援事業の実施 【ショートステイ事業】 保護者の疾病等により、こども(または母子)を緊急一時的に保護するため、事業を実施する社会福祉法人と契約して受け入れ体制を整える。 【トワイライトステイ事業】 保護者の就労等により、平日の夜間又は休日に子どもを緊急に預かるため事業を実施する社会福祉法人と契約して受け入れ体制を整える。	子育て支援グループ	母子寡婦福祉会への活動支援 母子寡婦福祉会活動の推進とあわせて、市の社会福祉事業の向上に寄与するための活動に対し、補助金を交付する。	子育て支援グループ	母子・父子自立支援員による生活相談や自立に必要な指導 母子・父子自立支援員がひとり親家庭等の方を対象に生活・子育て・就労に関する支援を行う。	子育て支援グループ	ひとり親家庭への医療費の助成 ひとり親家庭を対象に保険診療にかかる医療費の自己負担額の一部を助成する。(入院時食事療養費標準負担額の助成を含む。)	保険年金グループ	
	児童扶養手当の支給 両親のいない家庭やひとり親家庭の家計を支援するために児童扶養手当を支給する。	子育て支援グループ															
	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付 母子及び父子家庭や寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長と福祉福祉の増進を図るため、大阪府が行う資金貸付制度の紹介を行う。(貸付は府事業)	子育て支援グループ															
	ひとり親家庭等児童への給付金の支給 5月5日現在で両親のいない家庭やひとり親家庭の満18歳未満の児童に給付金を給付する。	子育て支援グループ															
	子育て短期支援事業の実施 【ショートステイ事業】 保護者の疾病等により、こども(または母子)を緊急一時的に保護するため、事業を実施する社会福祉法人と契約して受け入れ体制を整える。 【トワイライトステイ事業】 保護者の就労等により、平日の夜間又は休日に子どもを緊急に預かるため事業を実施する社会福祉法人と契約して受け入れ体制を整える。	子育て支援グループ															
	母子寡婦福祉会への活動支援 母子寡婦福祉会活動の推進とあわせて、市の社会福祉事業の向上に寄与するための活動に対し、補助金を交付する。	子育て支援グループ															
	母子・父子自立支援員による生活相談や自立に必要な指導 母子・父子自立支援員がひとり親家庭等の方を対象に生活・子育て・就労に関する支援を行う。	子育て支援グループ															
	ひとり親家庭への医療費の助成 ひとり親家庭を対象に保険診療にかかる医療費の自己負担額の一部を助成する。(入院時食事療養費標準負担額の助成を含む。)	保険年金グループ															
	④障がいなど支援を要する子どもの支援体制の充実	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="411 1272 1257 1440"> 小学校・中学校における支援教育の推進 各校で支援体制の充実に努め、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズを的確に把握し、個々の状況に応じた教育課程を編成し、実施する。「ともに学び、ともに育つ」機会の拡充を積極的に進める。 </td> <td data-bbox="1257 1272 1428 1440"> 学校教育グループ 教育総務グループ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1440 1257 1574"> 放課後児童会の障がい児受け入れ 放課後児童会の障がい児の受け入れの充実を図る。 </td> <td data-bbox="1257 1440 1428 1574"> 放課後こども支援グループ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1574 1257 1706"> 保育所・幼稚園・認定こども園における障がい児保育の推進 心身に障がいのある児童を保育所又は幼稚園等の集団生活を通して個々の発達に応じた保育を行い、生活習慣の自立を支援する。 </td> <td data-bbox="1257 1574 1428 1706"> 保育・教育グループ </td> </tr> </table>	小学校・中学校における支援教育の推進 各校で支援体制の充実に努め、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズを的確に把握し、個々の状況に応じた教育課程を編成し、実施する。「ともに学び、ともに育つ」機会の拡充を積極的に進める。	学校教育グループ 教育総務グループ	放課後児童会の障がい児受け入れ 放課後児童会の障がい児の受け入れの充実を図る。	放課後こども支援グループ	保育所・幼稚園・認定こども園における障がい児保育の推進 心身に障がいのある児童を保育所又は幼稚園等の集団生活を通して個々の発達に応じた保育を行い、生活習慣の自立を支援する。	保育・教育グループ									
	小学校・中学校における支援教育の推進 各校で支援体制の充実に努め、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズを的確に把握し、個々の状況に応じた教育課程を編成し、実施する。「ともに学び、ともに育つ」機会の拡充を積極的に進める。	学校教育グループ 教育総務グループ															
	放課後児童会の障がい児受け入れ 放課後児童会の障がい児の受け入れの充実を図る。	放課後こども支援グループ															
	保育所・幼稚園・認定こども園における障がい児保育の推進 心身に障がいのある児童を保育所又は幼稚園等の集団生活を通して個々の発達に応じた保育を行い、生活習慣の自立を支援する。	保育・教育グループ															

基本方向Ⅱ 男女共同参画社会を実現するための仕事と生活の調和の実現

具体的取組み		具体的取組み及び概要	担当グループ
(2) 子育てや介護への支援体制の拡充	④障がいなど支援を要する子どもの支援体制の充実	関係機関とのネットワークによる一貫した支援事業の推進	
		関係機関等との連携を密にして、一貫した支援を推進する。	子育て支援グループ 保育・教育グループ
	発達障がい児等支援事業の実施		
	円滑に日常生活や学校園生活が送れるよう、発達障がい等のある児童・生徒に療育を行うとともに、保護者等の相談に応じ、専門的な助言を行う。	子育て支援グループ 保育・教育グループ	
⑤介護支援の促進	事業所への介護支援体制整備・拡充の啓発		
	仕事と育児や介護の両立を図るため、事業所に対し、育児・介護休業や短時間勤務制度等の周知・啓発を行うとともに、事業所の取組みに対する相談や情報提供等を行う。	農政商工グループ	

基本課題(3) 多様な働き方への支援の拡充【大阪狭山市女性活躍推進計画】

具体的取組み		具体的取組み及び概要	担当グループ
(3) 多様な働き方への支援の拡充	①就労の支援	就労を支援する講座などの実施	
		求職者等に対し、就職に向けた職業能力開発講座を実施する。	農政商工グループ 市民相談・人権啓発グループ
		再就職セミナーの開催	
		求職者等に対し、就職に向けた職業能力開発講座を実施する。	農政商工グループ 市民相談・人権啓発グループ
		再就職の機会拡大の啓発、雇用情報の提供	
		事業所や労働者等に対し、再就職に関する講座等の情報提供や相談等を行う。	農政商工グループ 市民相談・人権啓発グループ
		働く女性や非正規職員に対する権利擁護のための啓発	
		女性や非正規労働者に係る均等待遇等が確保されるよう、事業所や労働者等に対し、労働関係法令・制度等の周知・啓発を行う。また、労働紛争等の事案については、労働相談等による問題解決に向けた指導・助言等を行う。	農政商工グループ 市民相談・人権啓発グループ
就業に関する相談の実施			
就職困難者(障がい者、母子家庭の母親、中高年齢者、若年者)等の就労に関する相談に応じ、必要な指導・助言等を行う。	農政商工グループ 市民相談・人権啓発グループ		
就労に向けた啓発講座の実施			
ひきこもりをはじめとした一定期間無業の状態にある就職希望者に対して職業的自立を継続的、総合的に支援する。	農政商工グループ 市民相談・人権啓発グループ		

基本方向Ⅱ 男女共同参画社会を実現するための仕事と生活の調和の実現

具体的取組み		具体的取組み及び概要	担当グループ
(3) 多様な働き方への支援の拡充	②能力開発の支援	能力開発講座などの情報提供	
		事業所や労働者等に対し、能力開発に関する講座等の情報提供や相談等を行う。	農政商工グループ
	職域拡大の啓発	より幅広い分野での女性の活躍を図るため、事業所や労働者等に対し、個人の適性や能力にあった職業選択が適切に行われるよう周知・啓発するとともに、就職・就業に関する情報提供や相談等を行う。	農政商工グループ
		③起業の支援	起業を支援する講座などの実施
	男女共同参画推進センターきらっとびあにおいて、女性が社会の中で能力を発揮するための講座を行う。	市民相談・人権啓発グループ	
	起業者等に対し、起業に関する講座等の情報提供や相談等を行う。	農政商工グループ	

基本課題(4) 雇用の場での男女平等の推進【大阪狭山市女性活躍推進計画】

具体的取組み		具体的取組み及び概要	担当グループ
(4) 雇用の場での男女平等の推進	①事業所に対する啓発	事業所への育児・介護休業法促進の啓発	
		仕事と育児や介護の両立を図るため、事業所に対し、育児・介護休業や短時間勤務制度等の周知・啓発を行うとともに、事業所の取組みに対する相談や情報提供等を行う。	農政商工グループ 市民相談・人権啓発グループ
		事業所へのセクシュアル・ハラスメント防止のための指導	
		事業所に対し、ハラスメント防止のための周知・啓発を行うとともに、事業所の取組みに対する相談や情報提供等を行う。また、均等法で求められている措置を講じていない事業所に対しては、行政指導により確実な措置の実施を求めている。	農政商工グループ 市民相談・人権啓発グループ
		男女雇用機会均等法やパートタイム労働法など関係資料による啓発	
		事業所に対し、労働関係法令・制度等の周知・啓発を行う。	農政商工グループ 市民相談・人権啓発グループ
		従業員の健康診断受診の啓発	
		事業所に対し、労働基準法及び均等法に基づく女性労働者の母性保護及び母性健康管理についての周知・啓発を行うとともに、事業所の取組みに対する相談や情報提供等を行う。	農政商工グループ 市民相談・人権啓発グループ
		企業に対するワーク・ライフ・バランス向上のための取組み事例集の紹介	
		事業所に対し、仕事と生活の調和の実現のため、長時間労働の是正等の働き方の見直しに向けた周知・啓発を行う。	農政商工グループ 市民相談・人権啓発グループ
		市民・事業所への労働関連法や男女共同参画社会基本法の周知	
		関係冊子を市窓口や関係機関で配布し、広報誌や啓発冊子を活用して周知を図る。	市民相談・人権啓発グループ
事業所に対し、労働関係法令・制度等の周知・啓発を行う。	農政商工グループ		
市の業者登録における事業所からの男女の雇用状況などの報告			
市の業者登録時において、企業の男女雇用状況などについて報告を求める。	法務・契約グループ		
市役所がモデルケースとなる男女共同参画の取組みの推進			
事業所に対して男女平等を啓発するにあたり、市役所がモデルケースとなるべく、率先して庁内における男女共同参画の推進を行う。	関係グループ		

基本方向Ⅱ 男女共同参画社会を実現するための仕事と生活の調和の実現

具体的取組み		具体的取組み及び概要	担当グループ
（４）雇用の場での男女平等の推進	②間接差別の禁止とポジティブ・アクション(積極的改善措置)についての啓発	<p>市の女性職員の採用、管理職への登用など積極的な男女格差の是正</p> <p>性別による区別なく、平等な職員の採用を行うとともに、管理職・指導的立場への女性の登用を図り、政策立案決定過程への参画を促進する。</p>	人事グループ
	③市民・地域社会に対する啓発	<p>あらゆる機会を通じた、育児休暇・介護休業法についての情報提供と利用促進の啓発の推進</p> <p>国、大阪府、他市町村からの啓発冊子、制度案内、男女共同参画講座、啓発イベントの案内チラシ等を市役所、男女共同参画推進センターきらっとびあほかで提供する</p>	関係グループ
		<p>市役所がモデルケースとなる男女共同参画の取組みの推進</p> <p>市民・地域者社会に対して男女平等を啓発するにあたり、市役所がモデルケースとなるべく、率先して庁内における男女共同参画の推進を行う。</p>	関係グループ

基本方向Ⅲ あらゆる暴力の根絶

指標名	プラン策定時数値	現状値	目標値
夫婦や恋人同士における「平手で打つ」という行為を、暴力として認識する市民の割合	59.1%(H25)	75.2%(H30)	80%(R5)
夫婦や恋人同士における「交友関係や電話を細かく監視する」という行為を、暴力として認識する市民の割合	45.4%(H25)	69.5%(H30)	70%(R5)
「女性のための相談窓口を知っている」市民の割合	42.7%(H25)	43.0%(H30)	70%(R5)

基本課題(1) あらゆる暴力根絶のための基盤づくり

具体的取組み	具体的取組み及び概要	担当グループ	
(1) あらゆる暴力根絶のための基盤づくり	①暴力根絶のための啓発といじめや体罰のない教育の推進	<p>暴力を許さない社会をつくるための啓発</p> <p>「女性に対する暴力をなくす運動」期間について、広く周知を図る。暴力に関する書籍やDVDの貸し出しを行う。</p> <p>いじめや体罰のない教育の推進</p> <p>市および各校の「いじめ防止基本方針」に則った取組みの充実を図るとともに、教職員の不祥事予防のための自己チェックを含めた啓発、研修の充実を図る。</p>	市民相談・人権啓発グループ
	②生涯学習における暴力根絶に向けての啓発	<p>コミュニケーション能力を高めるなど、暴力の抑制につながるような学習の機会を提供</p> <p>男女共同参画推進センターきらっとぴあをはじめとして、市民を対象に暴力の根絶への意識高揚を図る講座を行う。</p>	市民相談・人権啓発グループ 関係グループ
	③情報を必要としている人に的確に伝えるための情報発信の工夫	<p>広報誌・啓発冊子・ホームページなどによる広報・啓発活動の実施</p> <p>市広報誌やホームページに、DVや高齢者・児童虐待などあらゆる暴力根絶のための啓発記事を掲載する。</p>	市民相談・人権啓発グループ
	④あらゆる暴力・虐待からの保護体制の充実	<p>児童虐待に対応するネットワークづくり</p> <p>児童虐待に対応するため、関係機関との連携を図り、速やかに対応するネットワークを形成する。</p>	子育て支援グループ
		<p>高齢者への虐待防止の推進</p> <p>「高齢者虐待防止法」の趣旨を踏まえ、地域包括支援センターを中心に、地域の様々な関係機関と連携し、高齢者虐待の防止に取り組むネットワークの構築を図る。また、高齢者と接する福祉従事者の人権意識の高揚や虐待防止に向けた取組みを推進する。</p>	高齢介護グループ
		<p>障がい者への虐待防止の推進</p> <p>障がい者虐待防止センターを設置し、障がい者虐待の防止及び早期発見に努める。</p>	福祉グループ
		<p>DV(ドメスティック・バイオレンス)、ストーカー行為等の被害者保護のための住民基本台帳事務における支援措置</p> <p>DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者を保護するため、住民基本台帳法に基づき、加害者からの住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付を制限する。</p>	市民窓口グループ
		<p>DV(ドメスティック・バイオレンス)、ストーカー行為等の被害者保護のための選挙人名簿閲覧における支援措置</p> <p>DV、ストーカー行為等の被害者を保護するため、加害者からの閲覧申出の拒否、第三者からに対しては、特段の申出がない場合、被害者以外の部分に限って閲覧に供する。</p>	総合行政委員会事務局

基本方向Ⅲ あらゆる暴力の根絶

大阪狭山市DV防止基本計画

基本課題(2) DV(ドメスティック・バイオレンス)への対策の充実

具体的取組み	具体的取組み及び概要	担当グループ
(2) DV (ドメスティック・バイオレンス)への対策の充実	①被害者の保護、支援体制の強化	
	被害者の安全を確保するための関係機関との連携	
	大阪府女性相談センターや警察など関係機関との連携強化を図る。	市民相談・人権啓発グループ
	DV(ドメスティック・バイオレンス)、ストーカー行為等の被害者保護のための住民基本台帳事務における支援措置	
	DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者を保護するため、住民基本台帳法に基づき、加害者からの住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付を制限する。	市民窓口グループ
	DV(ドメスティック・バイオレンス)、ストーカー行為等の被害者保護のための選挙人名簿閲覧における支援措置	
	DV、ストーカー行為等の被害者を保護するため、加害者からの閲覧申出の拒否、第三者からに対しては、特段の申出がない場合、被害者以外の部分に限って閲覧に供する。	総合行政委員会事務局
	②相談体制の強化や相談窓口の周知	
	「女性のための相談」の実施	
	夫や恋人からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、仕事や学校での悩みや不安について、専門のフェミニストカウンセラーが相談に応じる女性のための相談を実施する。	市民相談・人権啓発グループ
DV被害者の相談窓口の周知		
市広報誌をはじめ、国、大阪府などの啓発冊子を活用して、相談窓口などの広報、啓発活動の周知を図る。	市民相談・人権啓発グループ	
③関係機関とのネットワークづくり		
あらゆる暴力の被害者を支援するためのネットワークの整備		
大阪府など関係機関との連携強化を図り、自立支援に向けた体制づくりの検討とともに、被害者を支援するNPOなどと連携し、被害者のサポートに努める。	市民相談・人権啓発グループ	
④加害者の更生支援		
加害者更生につながる情報の収集・提供		
大阪府など関係機関との連携を図り、更生支援に向けた体制づくりを検討する。	市民相談・人権啓発グループ	

基本課題(3) ハラスメント防止対策の推進

具体的取組み	具体的取組み及び概要	担当グループ
(3) ハラスメント防止対策の推進	①事業所・地域活動におけるハラスメント防止体制の整備	
	事業所・地域活動におけるハラスメント防止のための啓発・研修の実施	
	事業所や労働者等に対し、ハラスメント防止のための周知・啓発を行うとともに、事業所等の取組みに対する相談や情報提供等を行う。	農政商工グループ 市民相談・人権啓発グループ
②市役所・学校などにおけるハラスメント防止体制の整備		
職場でのハラスメント防止のための相談・研修の実施		
職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止体制づくりに努めるとともに、セクシュアル・ハラスメント防止啓発に関する研修を実施する。	人事グループ	
「学校園におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」および「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」に則り、相談体制や研修の充実を図る。	学校教育グループ	

基本方向Ⅳ 誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくり

指標名	プラン策定時数値	現状値	目標値
審議会などへの女性の参画率	21.0%(H24)	28.1%(H30)	35%(R4)
女性のいない審議会などの数	21機関中3機関(H24)	50機関中3機関(H30)	0機関(R4)
市職員の管理職(課長級以上)における女性の割合	9.7%(H24)	17.4%(H30)	20%(R4)

基本課題(1) 政策・意思決定過程の場への男女共同参画の促進【大阪狭山市女性活躍推進計画】

具体的取組み	具体的取組み及び概要								担当グループ	
(1) 政策・意思決定過程の場への男女共同参画の促進	①政策立案の場への参画									
	女性の意思決定機関への参加促進の啓発									
	意思決定機関(行政委員会や審議会など)への女性の参加促進に努める。								関係グループ	
	行政委員会への女性の参加促進									
	行政委員会における女性委員の登用に努める。									
	名 称		委員数		うち女性		女性比率(%)			
			25年度(30年度)	4年度	25年度(30年度)	4年度	25年度(30年度)	4年度		
	教育委員会		5 4	4	2 2	2	40.0 50.0	50.0	教育総務グループ	
	選挙管理委員会		4 4	4	2 2	2	50.0 50.0	50.0	総合行政委員会事務局	
	監査委員		2 2	2	1 0	1	50.0 0.0	50.0		
	農業委員会		17 17	17	0 3	4	0.0 17.6	23.5		
	固定資産評価審査委員会		3 3	3	1 1	1	33.3 33.3	33.3		
	合 計		31 30	30	6 8	10	19.4 26.7	33.3		
	広域圏で設置している審議会等(平成27年4月～)									
	南河内公平委員会		3 3	3	1 1	1	33.3 33.3	33.3	企画グループ(南河内公平委員会事務局)	
	合 計		34 33	33	7 9	11	20.6 27.3	33.3		
	管理職や指導的立場への女性の登用の促進									
	性別による区別なく、平等な職員の採用・登用を行う。						【指標】市職員の管理職(課長級以上)における女性の割合		人事グループ	
							現状値		目標値	
							17.4 (H30)		20 (R4)	
職員採用状況										
		行政職		幼稚園教諭 保育士		消防		保健師		
		女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	
平成30年度		6	13	3	0	0	3	0	0	
役職別職員数(特別職を除く) [H30. 4. 1現在]										
区分		職員数		管理職		主幹級		主査級		その他の職員
				部長級(理事を含む)		課長級(次長・参事級を含む)				
女性		133		15		2		13		11
男性		292		71		17		54		42
計		425		86		19		67		53
女性比率		31.3%		17.4%		10.5%		19.4%		20.8%
										26.1%
										35.4%
										40.2%

基本方向Ⅳ 誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくり

具体的取組み	具体的取組み及び概要	担当グループ													
(1) 政策・意思決定過程の場への男女共同参画の促進	①政策立案の場への参画 各種委員への女性登用の促進														
	行政に参画し、または行政運営に携わる委員等への女性の登用に努める。	関係グループ													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th colspan="2">委員数</th> <th colspan="2">うち女性</th> <th colspan="2">女性比率 (%)</th> </tr> <tr> <th>25年度 (30年度)</th> <th>4年度</th> <th>25年度 (30年度)</th> <th>4年度</th> <th>25年度 (30年度)</th> <th>4年度</th> </tr> </thead> </table>	名 称	委員数		うち女性		女性比率 (%)		25年度 (30年度)	4年度	25年度 (30年度)	4年度	25年度 (30年度)	4年度	
	名 称		委員数		うち女性		女性比率 (%)								
		25年度 (30年度)	4年度	25年度 (30年度)	4年度	25年度 (30年度)	4年度								
	<table border="1"> <tr> <td>行政相談委員</td> <td>2 2</td> <td>2</td> <td>1 1</td> <td>1</td> <td>50.0 50.0</td> <td>50.0</td> </tr> </table>	行政相談委員	2 2	2	1 1	1	50.0 50.0	50.0	市民相談・人権啓発グループ						
	行政相談委員	2 2	2	1 1	1	50.0 50.0	50.0								
	<table border="1"> <tr> <td>人権擁護委員</td> <td>8 9</td> <td>9</td> <td>4 4</td> <td>5</td> <td>50.0 44.4</td> <td>55.6</td> </tr> </table>	人権擁護委員	8 9	9	4 4	5	50.0 44.4	55.6							
	人権擁護委員	8 9	9	4 4	5	50.0 44.4	55.6								
	<table border="1"> <tr> <td>統計調査員</td> <td>35 21</td> <td>40</td> <td>32 16</td> <td>37</td> <td>91.4 76.2</td> <td>92.5</td> </tr> </table>	統計調査員	35 21	40	32 16	37	91.4 76.2	92.5	総務・情報統計グループ						
	統計調査員	35 21	40	32 16	37	91.4 76.2	92.5								
	<table border="1"> <tr> <td>民生委員・児童委員、主任児童委員</td> <td>88 86</td> <td>88</td> <td>58 52</td> <td>58</td> <td>65.9 60.5</td> <td>65.9</td> </tr> </table>	民生委員・児童委員、主任児童委員	88 86	88	58 52	58	65.9 60.5	65.9	福祉グループ						
	民生委員・児童委員、主任児童委員	88 86	88	58 52	58	65.9 60.5	65.9								
	<table border="1"> <tr> <td>保護司</td> <td>16 17</td> <td>16</td> <td>4 5</td> <td>6</td> <td>25.0 29.4</td> <td>37.5</td> </tr> </table>	保護司	16 17	16	4 5	6	25.0 29.4	37.5							
	保護司	16 17	16	4 5	6	25.0 29.4	37.5								
	<table border="1"> <tr> <td>固定資産評価員</td> <td>1 1</td> <td>1</td> <td>0 0</td> <td>0</td> <td>0.0 0.0</td> <td>0.0</td> </tr> </table>	固定資産評価員	1 1	1	0 0	0	0.0 0.0	0.0	税務グループ						
	固定資産評価員	1 1	1	0 0	0	0.0 0.0	0.0								
	<table border="1"> <tr> <td>消費生活相談員</td> <td>3 2</td> <td>2</td> <td>3 2</td> <td>2</td> <td>100.0 100.0</td> <td>100.0</td> </tr> </table>	消費生活相談員	3 2	2	3 2	2	100.0 100.0	100.0	農政商工グループ						
	消費生活相談員	3 2	2	3 2	2	100.0 100.0	100.0								
	<table border="1"> <tr> <td>青少年指導員</td> <td>38 35</td> <td>38</td> <td>11 11</td> <td>13</td> <td>28.9 31.4</td> <td>34.2</td> </tr> </table>	青少年指導員	38 35	38	11 11	13	28.9 31.4	34.2	社会教育・スポーツ振興グループ						
	青少年指導員	38 35	38	11 11	13	28.9 31.4	34.2								
	<table border="1"> <tr> <td>社会教育指導員</td> <td>2 2</td> <td>2</td> <td>2 1</td> <td>1</td> <td>100.0 50.0</td> <td>50.0</td> </tr> </table>	社会教育指導員	2 2	2	2 1	1	100.0 50.0	50.0							
	社会教育指導員	2 2	2	2 1	1	100.0 50.0	50.0								
<table border="1"> <tr> <td>スポーツ推進委員</td> <td>14 13</td> <td>15</td> <td>6 6</td> <td>7</td> <td>42.9 46.2</td> <td>46.7</td> </tr> </table>	スポーツ推進委員	14 13	15	6 6	7	42.9 46.2	46.7								
スポーツ推進委員	14 13	15	6 6	7	42.9 46.2	46.7									
<table border="1"> <tr> <td>文化財保護推進委員</td> <td>5 4</td> <td>4</td> <td>3 2</td> <td>2</td> <td>60.0 50.0</td> <td>50.0</td> </tr> </table>	文化財保護推進委員	5 4	4	3 2	2	60.0 50.0	50.0	歴史文化グループ							
文化財保護推進委員	5 4	4	3 2	2	60.0 50.0	50.0									
<table border="1"> <tr> <td>消防団員</td> <td>113 109</td> <td>115</td> <td>8 9</td> <td>10</td> <td>7.1 8.3</td> <td>8.7</td> </tr> </table>	消防団員	113 109	115	8 9	10	7.1 8.3	8.7	消防本部総務グループ							
消防団員	113 109	115	8 9	10	7.1 8.3	8.7									
<table border="1"> <tr> <td>合 計</td> <td>325 301</td> <td>332</td> <td>132 109</td> <td>142</td> <td>40.6 36.2</td> <td>42.8</td> </tr> </table>	合 計	325 301	332	132 109	142	40.6 36.2	42.8								
合 計	325 301	332	132 109	142	40.6 36.2	42.8									

基本方向Ⅳ 誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくり

具体的取組み	具体的取組み及び概要	担当グループ														
(1) 政策・意思決定過程の場への男女共同参画の促進 ②審議会などへの男女平等な参画	政策・方針決定過程の場、審議会などへの女性の参画の促進															
	審議会等における女性委員の登用と、女性のいない審議会等の早期解消に努める。 【指標】審議会などへの女性の参画率 【指標】女性のいない審議会などの数 実績値 目標値 実績値 目標値 21.0 28.1% 35% 3機関 3機関 0機関 (H24) (H30) (R4) (H24) (H30) (R4)	関係グループ														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th colspan="2">委員数</th> <th colspan="2">うち女性</th> <th colspan="2">女性比率 (%)</th> </tr> <tr> <th>25年度 (30年度)</th> <th>4年度</th> <th>25年度 (30年度)</th> <th>4年度</th> <th>25年度 (30年度)</th> <th>4年度</th> </tr> </thead> </table>	名 称	委員数		うち女性		女性比率 (%)		25年度 (30年度)	4年度	25年度 (30年度)	4年度	25年度 (30年度)	4年度		
	名 称		委員数		うち女性		女性比率 (%)									
		25年度 (30年度)	4年度	25年度 (30年度)	4年度	25年度 (30年度)	4年度									
	<table border="1"> <tr> <td>表彰審査委員会</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>41.7</td> <td>41.7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12</td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td>41.7</td> <td></td> </tr> </table>	表彰審査委員会	12	12	5	5	41.7	41.7		12		5		41.7		秘書グループ
	表彰審査委員会	12	12	5	5	41.7	41.7									
		12		5		41.7										
	<table border="1"> <tr> <td>行政評価委員会</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>14.3</td> <td rowspan="2">20.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>20.0</td> </tr> </table>	行政評価委員会	7	10	1	2	14.3	20.0		10		2		20.0	企画グループ	
	行政評価委員会	7	10	1	2	14.3	20.0									
		10		2		20.0										
	<table border="1"> <tr> <td>公の施設の指定管理者選定委員会</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0.0</td> <td rowspan="2">9.1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>10.0</td> </tr> </table>	公の施設の指定管理者選定委員会	9	11	0	1	0.0	9.1		10		1		10.0		
	公の施設の指定管理者選定委員会	9	11	0	1	0.0	9.1									
		10		1		10.0										
	<table border="1"> <tr> <td>狭山ニュータウン地区活性化指針策定委員会</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>21.1</td> <td rowspan="2">21.1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>19</td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td>21.1</td> </tr> </table>	狭山ニュータウン地区活性化指針策定委員会	19	19	4	4	21.1	21.1		19		4		21.1		
	狭山ニュータウン地区活性化指針策定委員会	19	19	4	4	21.1	21.1									
		19		4		21.1										
	<table border="1"> <tr> <td>公務災害補償等認定委員会</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0.0</td> <td rowspan="2">60.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>0.0</td> </tr> </table>	公務災害補償等認定委員会	5	5	0	3	0.0	60.0		5		0		0.0	人事グループ	
	公務災害補償等認定委員会	5	5	0	3	0.0	60.0									
		5		0		0.0										
	<table border="1"> <tr> <td>公務災害補償等審査会</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>33.3</td> <td rowspan="2">66.7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>33.3</td> </tr> </table>	公務災害補償等審査会	3	3	1	2	33.3	66.7		3		1		33.3		
	公務災害補償等審査会	3	3	1	2	33.3	66.7									
		3		1		33.3										
	<table border="1"> <tr> <td>職員倫理審査会</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0.0</td> <td rowspan="2">66.7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>0.0</td> </tr> </table>	職員倫理審査会	3	3	0	2	0.0	66.7		3		0		0.0		
	職員倫理審査会	3	3	0	2	0.0	66.7									
		3		0		0.0										
	<table border="1"> <tr> <td>特別職報酬等審査会</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>28.6</td> <td rowspan="2">57.1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7</td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td>42.9</td> </tr> </table>	特別職報酬等審査会	7	7	2	4	28.6	57.1		7		3		42.9		
	特別職報酬等審査会	7	7	2	4	28.6	57.1									
		7		3		42.9										
	<table border="1"> <tr> <td>市民公益活動促進委員会</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>16.7</td> <td rowspan="2">41.7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>25.0</td> </tr> </table>	市民公益活動促進委員会	12	12	2	5	16.7	41.7		8		2		25.0	市民協働推進グループ	
市民公益活動促進委員会	12	12	2	5	16.7	41.7										
	8		2		25.0											
<table border="1"> <tr> <td>防災会議</td> <td>22</td> <td>24</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>4.5</td> <td rowspan="2">16.7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>24</td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td>16.7</td> </tr> </table>	防災会議	22	24	1	4	4.5	16.7		24		4		16.7	防災・防犯推進室		
防災会議	22	24	1	4	4.5	16.7										
	24		4		16.7											
<table border="1"> <tr> <td>国民保護協議会</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>7.7</td> <td rowspan="2">11.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>26</td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td>11.5</td> </tr> </table>	国民保護協議会	26	26	2	3	7.7	11.5		26		3		11.5			
国民保護協議会	26	26	2	3	7.7	11.5										
	26		3		11.5											
<table border="1"> <tr> <td>個人情報保護審査会</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>20.0</td> <td rowspan="2">40.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>20.0</td> </tr> </table>	個人情報保護審査会	5	5	1	2	20.0	40.0		5		1		20.0	法務・契約グループ		
個人情報保護審査会	5	5	1	2	20.0	40.0										
	5		1		20.0											
<table border="1"> <tr> <td>情報公開審査会</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>20.0</td> <td rowspan="2">40.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>20.0</td> </tr> </table>	情報公開審査会	5	5	1	2	20.0	40.0		5		1		20.0			
情報公開審査会	5	5	1	2	20.0	40.0										
	5		1		20.0											
<table border="1"> <tr> <td>行政不服審査会</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>20.0</td> <td rowspan="2">40.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>20.0</td> </tr> </table>	行政不服審査会	5	5	1	2	20.0	40.0		5		1		20.0			
行政不服審査会	5	5	1	2	20.0	40.0										
	5		1		20.0											
<table border="1"> <tr> <td>人権文化をはぐくむまちづくり審議会</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>42.9</td> <td rowspan="2">50.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>14</td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td>35.7</td> </tr> </table>	人権文化をはぐくむまちづくり審議会	14	14	6	7	42.9	50.0		14		5		35.7	市民相談・人権啓発グループ		
人権文化をはぐくむまちづくり審議会	14	14	6	7	42.9	50.0										
	14		5		35.7											
<table border="1"> <tr> <td>男女共同参画推進懇話会</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>72.7</td> <td rowspan="2">58.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>13</td> <td></td> <td>6</td> <td></td> <td>46.2</td> </tr> </table>	男女共同参画推進懇話会	11	12	8	7	72.7	58.3		13		6		46.2			
男女共同参画推進懇話会	11	12	8	7	72.7	58.3										
	13		6		46.2											
<table border="1"> <tr> <td>民生委員推薦会</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0.0</td> <td rowspan="2">42.9</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7</td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td>42.9</td> </tr> </table>	民生委員推薦会	7	7	0	3	0.0	42.9		7		3		42.9	福祉グループ		
民生委員推薦会	7	7	0	3	0.0	42.9										
	7		3		42.9											
<table border="1"> <tr> <td>地域福祉計画推進協議会</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>44.0</td> <td rowspan="2">44.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25</td> <td></td> <td>10</td> <td></td> <td>40.0</td> </tr> </table>	地域福祉計画推進協議会	25	25	11	11	44.0	44.0		25		10		40.0			
地域福祉計画推進協議会	25	25	11	11	44.0	44.0										
	25		10		40.0											
<table border="1"> <tr> <td>障害者施策推進協議会</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>27.8</td> <td rowspan="2">38.9</td> </tr> <tr> <td></td> <td>18</td> <td></td> <td>7</td> <td></td> <td>38.9</td> </tr> </table>	障害者施策推進協議会	18	18	5	7	27.8	38.9		18		7		38.9			
障害者施策推進協議会	18	18	5	7	27.8	38.9										
	18		7		38.9											
<table border="1"> <tr> <td>社会福祉法人設立認可等審査委員会</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0.0</td> <td rowspan="2">33.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>16.7</td> </tr> </table>	社会福祉法人設立認可等審査委員会	6	6	0	2	0.0	33.3		6		1		16.7			
社会福祉法人設立認可等審査委員会	6	6	0	2	0.0	33.3										
	6		1		16.7											
<table border="1"> <tr> <td>介護認定審査会</td> <td>39</td> <td>39</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>30.8</td> <td rowspan="2">33.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>45</td> <td></td> <td>13</td> <td></td> <td>28.9</td> </tr> </table>	介護認定審査会	39	39	12	13	30.8	33.3		45		13		28.9	高齢介護グループ		
介護認定審査会	39	39	12	13	30.8	33.3										
	45		13		28.9											
<table border="1"> <tr> <td>老人ホーム入所判定委員会</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>44.4</td> <td rowspan="2">55.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9</td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td>44.4</td> </tr> </table>	老人ホーム入所判定委員会	9	9	4	5	44.4	55.6		9		4		44.4			
老人ホーム入所判定委員会	9	9	4	5	44.4	55.6										
	9		4		44.4											
<table border="1"> <tr> <td>高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会</td> <td>17</td> <td>17</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>35.3</td> <td rowspan="2">41.2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>17</td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td>29.4</td> </tr> </table>	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会	17	17	6	7	35.3	41.2		17		5		29.4			
高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会	17	17	6	7	35.3	41.2										
	17		5		29.4											
<table border="1"> <tr> <td>地域包括支援センター運営協議会</td> <td>17</td> <td>17</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>35.3</td> <td rowspan="2">41.2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>17</td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td>29.4</td> </tr> </table>	地域包括支援センター運営協議会	17	17	6	7	35.3	41.2		17		5		29.4			
地域包括支援センター運営協議会	17	17	6	7	35.3	41.2										
	17		5		29.4											
<table border="1"> <tr> <td>地域密着サービス運営委員会</td> <td>17</td> <td>17</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>35.3</td> <td rowspan="2">41.2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>17</td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td>29.4</td> </tr> </table>	地域密着サービス運営委員会	17	17	6	7	35.3	41.2		17		5		29.4			
地域密着サービス運営委員会	17	17	6	7	35.3	41.2										
	17		5		29.4											
<table border="1"> <tr> <td>介護保険施設設置事業者選考委員会</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0.0</td> <td rowspan="2">11.1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>0.0</td> </tr> </table>	介護保険施設設置事業者選考委員会	9	9	0	1	0.0	11.1		9		0		0.0			
介護保険施設設置事業者選考委員会	9	9	0	1	0.0	11.1										
	9		0		0.0											

基本方向Ⅳ 誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくり

具体的取組み	具体的取組み及び概要						担当グループ		
	名 称	委員数		うち女性		女性比率 (%)			
		25年度 (30年度)	4年度	25年度 (30年度)	4年度	25年度 (30年度)		4年度	
(1) 政策・意思決定過程の場への男女共同参画の促進	②審議会などへの男女平等な参画	保健事業推進協議会	12	12	3	4	25.0	33.3	健康推進グループ
			13		3		23.1		
	健康大阪さやま21計画推進委員会	16	16	4	5	25.0	31.3		
		15		4		26.7			
	食育推進計画策定委員会	16	14	7	5	43.8	35.7		
		16		6		37.5			
	予防接種検討委員会	9	9	1	3	11.1	33.3		
		9		2		22.2			
	予防接種健康被害調査委員会委員	/	10	/	1	/	10.0		
		10		1		10.0			
	ラブホテル建築規制審議会	10	10	2	4	20.0	40.0	都市計画グループ	
		10		2		20.0			
	パチンコ遊技場等及びゲームセンター建築規制審議会	10	10	1	4	10.0	40.0		
		10		1		10.0			
	都市計画審議会	13	13	2	6	15.4	46.2		
		13		4		30.8			
	開発事業等紛争調停委員会	5	5	2	2	40.0	40.0		
		5		2		40.0			
	空家等対策協議会	/	8	/	1	/	12.5		
		8		1		12.5			
	国民健康保険運営協議会	14	14	3	4	21.4	28.6	保険年金グループ	
		14		4		28.6			
	農業経営改善計画認定等審査会	/	10	/	3	/	30.0	農政商工グループ	
		10		2		20.0			
	教育振興基本計画策定委員会	16	16	8	8	50.0	50.0	教育総務グループ	
		16		9		56.3			
	就学支援委員会	8	8	2	3	25.0	37.5	学校教育グループ	
		8		2		25.0			
	小学校及び中学校教科用図書選定委員会	/	7	/	3	/	42.9		
		7		2		28.6			
	いじめ問題等対策委員会	/	9	/	3	/	33.3		
		9		3		33.3			
	青少年問題協議会	23	23	5	9	21.7	39.1	社会教育・スポーツ振興グループ	
18		5		27.8					
社会教育委員	11	11	4	5	36.4	45.5			
	10		3		30.0				
文化財保護審議会委員	7	7	1	1	14.3	14.3	歴史文化グループ		
	7		1		14.3				
狭山池総合学術調査委員会	6	8	0	1	0.0	12.5			
	8		1		12.5				
市史編さん委員会	/	16	/	1	/	6.3			
	16		0		0.0				
歴史文化基本構想策定委員会	/	6	/	1	/	16.7			
	6		1		16.7				
子ども・子育て協議会	15	15	11	11	73.3	73.3	子育て支援グループ		
	14		11		78.6				
児童福祉審議会	/	5	/	3	/	60.0			
	5		3		60.0				
合 計	496	599	136	209	27.4	34.9			
	587		165		28.1				
広域圏で設置している審議会等									
障害者支給判定審査会	15	15	4	5	26.7	33.3	広域福祉グループ		
	15		4		26.7				
合 計	511	614	139	214	27.2	34.9			
	602		169		28.1				

基本方向Ⅳ 誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくり

基本課題(2) 市民の男女共同参画への自主活動の支援

具体的取組み	具体的取組み及び概要	担当グループ
(2) 市民の男女共同参画への自主活動の支援	①男女共同参画を進める拠点環境の整備 男女共同参画推進センター事業の推進	
	市民が主体的に活動するための拠点となる男女共同参画推進センターきらっとびあにおいて、男女共同参画社会の実現を目指すため、市内のNPOと協働しさまざまな事業運営や啓発活動を実施する。	市民相談・人権啓発グループ
	②男女のリーダー養成と活動団体への支援 男女共同参画に関わる市民活動のネットワークづくりの支援	
	男女共同参画に関わる市民活動のネットワークづくりを支援する。	市民協働推進グループ
	女性人材育成に関する講座などの実施	
	大阪府などの関係機関からの情報提供や、市の関係部署との連携を保ちながら、男女共同参画推進センターきらっとびあ等で、女性人材育成に関する講座などの充実を図る。	市民相談・人権啓発グループ
③活動団体との連携による男女共同参画の推進	自主学习グループの支援	
	男女共同参画推進に取組む自主学习グループに、女性問題学習情報、資料等を適宜提供する。	市民相談・人権啓発グループ
	各地域活動における役職などの男女比率に関する情報の収集・公開	
	自治会など各地域活動における役職者の男女比率に関する情報の収集に努める。	市民相談・人権啓発グループ
③活動団体が行う学習会・講座などへの支援		
	<男女共同参画学習活動助成金> 男女共同参画学習に係る研修費等の一部として、助成金を交付する。	市民相談・人権啓発グループ

基本課題(3) 地域社会での男女共同参画の推進

具体的取組み	具体的取組み及び概要	担当グループ
(3) 地域社会での男女共同参画の推進	①ボランティア活動への参加促進 男女共同参画の視点に立ったボランティア人材の育成	
	男女共同参画の視点に立ったボランティア人材の育成を図り、男女共同参画推進センターきらっとびあを拠点としたボランティア活動を進める。	市民相談・人権啓発グループ
	ボランティア活動推進事業への補助	
	社会福祉協議会が行うボランティア活動推進事業に補助金を交付し、市民の参加促進を図る。(ボランティアセンター事業・小地域ネットワーク活動推進事業に補助)	福祉グループ
ボランティア休暇制度の普及・啓発		
事業所や労働者等に対し、ボランティア休暇制度の導入・活用に向けた普及・啓発を行うとともに、事業所等の取組みに対する相談や情報提供等を行う。	農政商工グループ	

基本方向Ⅳ 誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくり

具体的取組み	具体的取組み及び概要	担当グループ
(3) 地域 社会 での 男女 共同 参画 の 推 進	②地域活動への参加促進 地域で活動する団体の情報収集・提供	
	地域で活動する団体の情報を収集し、市広報誌や市ホームページ等で情報提供を行う。また市民活動支援センター内のボランティア・インフォメーション・コーナーにおいて、ボランティア情報の収集・提供に努める。	市民相談・人権啓発グループ 市民協働推進グループ
	<地域活動の活性化> 地域コミュニティ活動の促進を図るため、自治会等において取り組む地域の交流や防犯活動等を支援する。	市民協働推進グループ
	③平和への貢献、国際交流の促進 平和の尊さを訴える啓発事業の実施	
	<平和を考える市民のつどい> 平和を守っていくことの大切さや、生命の尊さについて考えるイベントを、市人権協会、市教育委員会と共催し実施する。	市民相談・人権啓発グループ
	姉妹都市をはじめ他の国外都市との市民交流事業の実施	
<姉妹都市をはじめ他の国外都市との市民交流事業> 姉妹都市であるアメリカ合衆国オレゴン州オンタリオ市(以下「姉妹都市」で表記)との友好関係をより一層推進するとともに、その他の国外都市との市民交流事業の充実を図る。 <オンタリオ市学生派遣> 姉妹都市との友好関係をより一層推進するとともに、次代を担う青少年の国際感覚の向上を図る。 <オンタリオ市からの学生受け入れ事業> 姉妹都市からの派遣学生を受け入れることで、相互に文化・生活習慣を学び、友好親善を図る。 <姉妹都市親善訪問団派遣事業> 姉妹都市への親善訪問団を派遣することにより、両市民間の友好関係を深める。 <姉妹都市親善訪問団受け入れ事業> 姉妹都市からの親善訪問団を受け入れることで、両市民間の友好親善を深める。 <オンタリオ市教員派遣事業> 姉妹都市へ教員を派遣し、オンタリオ市民との交流やホームステイによる生活体験をすることにより、子どもたちに国際感覚の必要性を伝え、姉妹都市との友好関係の充実に努める。	市民協働推進グループ	

基本方向Ⅳ 誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくり

基本課題(4) 高齢者・障がい者などが安心して暮らせる環境の整備

具体的取組み	具体的取組み及び概要	担当グループ	
(4) 高齢者・障害者などが安心して暮らせる環境の整備	①高齢者・障がい者などの生活の安定と自立・就労支援、地域社会での支援づくり	日常生活自立支援事業の実施	
		判断能力が十分でないために、適切な福祉サービスを受けることができない人のために、福祉サービスの利用手続きを援助し、また日常的な金銭管理の手伝いなどを行い、地域で自立した生活が送れるように支援する。	高齢介護グループ
		シルバー人材センター業務の推進	
		概ね60歳以上の高齢者の能力を生かせる仕事を、企業、家庭、公共団体等から引き受け、従事した仕事に応じて会員に報酬を支払い、高齢者の生きがい対策の推進を図る。	高齢介護グループ
		障がいに関する相談支援体制の整備	
		基幹相談支援センターを含む市内3か所で相談支援事業を実施し、大阪狭山市に居住する在宅の障がい者等や保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行なうとともに、地域の相談支援事業者への専門的指導や、関係機関との連携強化など内容の充実を図る。	福祉グループ
	②バリアフリー化の推進	福祉の視点に立った環境の整備、市民参加によるまちづくりの推進	
		都市空間全体にわたるバリアフリー化や、ゆとりのある空間の確保に努め、障がい者などにやさしい公共公益施設の整備を行う。	福祉グループ 都市計画グループ
		重度障がい者等住宅改造助成	
		重度障がい者が生活の利便性の増進を図るため、便所、浴室、玄関、廊下、階段、台所、居室等を改造する経費を助成する。(限度額あり)	福祉グループ
③高齢者・障がい者向けサービスの充実	高齢者・障がい者向けサービスの実施		
	障がい者が地域生活での不安を解消し、できるかぎり住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実を図る。	福祉グループ	
	高齢者が地域生活での不安を解消し、できるかぎり住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、介護サービスの充実を図ると同時に、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進める。	高齢介護グループ	

基本課題(5) 安全・安心に暮らせるまちづくり

具体的取組み	具体的取組み及び概要	担当グループ	
(5) 安心・安全に暮らせるまちづくり	①防災施策の充実	女性防火クラブの活動促進	
		日常生活において比較的火気を取り扱う機会が多い女性等に、火災予防の普及と一般的な防火思想の高揚を図るため、女性防火クラブ活動の活動を促進し、防火協力体制の充実に努める。 女性防火クラブ員の活動促進のため、補助金を交付する。	消防本部予防グループ
		避難場所や災害ボランティア活動などにおける男女共同参画の視点からの配慮	
	避難所の運営にあたっては、居住スペース、更衣室、トイレ、洗濯物、化粧、身だしなみ等、女性に特有な生活習慣に関する配慮を行う。	防災・防犯推進室	

基本方向Ⅳ 誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくり

具体的取組み	具体的取組み及び概要	担当グループ
(5) 安心・安全に暮らせるまちづくり	②防犯施策の充実 子どもや高齢者に対する犯罪被害防止の取組み	
	所轄警察署、自治会などとの連携による防犯パトロールなどを実施し、犯罪被害防止に努める。	防災・防犯推進室
	ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加を踏まえ、民生委員等による声かけ・見守り訪問活動や介護事業者の訪問活動等を通じて、犯罪被害防止の普及啓発に努める。	高齢介護グループ
	黒山警察と連携した非行防止教室を市内小学校で実施する。また各校において、それぞれの学校安全計画に則り、防犯研修や防犯訓練を実施する。	学校教育グループ
	子どもを犯罪等の被害から守るため、所轄警察署、自治会などとの連携による防犯パトロールなどを実施する。	保育・教育グループ
	犯罪を防止するための防犯灯設置など環境の整備	
	犯罪を防止し明るく住みやすいまちづくりを推進するため、防犯灯設置など、環境の整備を図る。	土木グループ
③緊急支援システムの整備	高齢者SOSネットワーク事業の実施	
	高齢者の認知症による徘徊、不慮の事故等に対処するため、関係機関及び協力機関とネットワーク体制を構築し、行方不明の認知症高齢者の早期発見、徘徊の予防等を行うとともに、介護者及びその家族の負担を軽減する。	高齢介護グループ